

## ＜ 参考 1 : 市町の参画と協働に関する取り組み状況（詳細は資料編－3 参照） ＞

本県では、平成 18 年度末現在で、県内 41 市町のうち、17 市町（※）において参画と協働に関する条例や指針等が施行されるなど、市町の参画と協働の取り組みは、各市町の実情に応じて着実に進められています。

※ 年度順に、宝塚市、加西市、三田市、伊丹市、神戸市、相生市、篠山市、西脇市、赤穂市、芦屋市、明石市、稲美町、三木市、豊岡市、姫路市、高砂市、養父市の 17 市町です。

なお、合併により条例が失効した旧生野町は件数から除外しています。また、異なる年度に条例等を施行している宝塚市及び篠山市は、それぞれ 1 団体として数えています。

### 1 参画と協働に関する条例等の施行状況

本格的な成熟社会を迎え、自治体運営の基本的な手法として、参画と協働の重要性が増しているなか、参画と協働に関する条例や指針等を施行している市町は、表 1 のとおり、平成 14 年度が 4 団体、平成 15 年度が 1 団体、平成 16 年度が 4 団体、平成 17 年度が 5 団体、平成 18 年度が 6 団体と着実に増えています。

また、西宮市、朝来市、明石市、三木市などいくつかの市町で、これまでの取り組みを一層充実させるため、市民参画条例（仮称）や自治基本条例（仮称）の制定に向けた検討が進められています。

さらに、参画と協働に関する基本的な考え方や取り組み方針等を取りまとめた指針等を策定したうえで、それまでの取り組みをさらに進めるため、条例の制定を予定している市町が一部あります。

### 2 参画と協働に関する個別・具体的な制度・仕組みの導入状況

条例や要綱等に基づく主な参画と協働に関する制度・仕組みの導入状況を見ると、図 1 のとおり、最も導入が進んでいるものは、「パブリック・コメント手続」で、18 市町で導入されており、導入予定を含めると 27 市町となっています。

次に導入が進んでいるのが「附属機関等の委員の公募」で、16 市町で導入されています。また、「附属機関等の会議及び会議録の公開」と「行政評価制度」がそれぞれ 15 市町、「推進員等」が 13 市町で導入されています。

こうした行政への参画と協働を推進する制度のほか、地域づくり活動を支援する制度として、小学校区単位等の地域ごとに担当職員を配置し、住民ニーズの把握や地域づくり活動のサポート等を行う「職員地域担当制度」が 11 市町で導入されています。また、複数の個別補助金を統合し、地域コミュニティの裁量により用途を決定する「包括補助金制度」が 6 市町で導入されています。その他、地域づくり活動に取り組む団体に対し、個人住民税の数パーセント相当額を原資として助成する「市民活動支援金制度」が三木市で導入されています。

【表 1】 参画と協働に関する条例等の施行状況

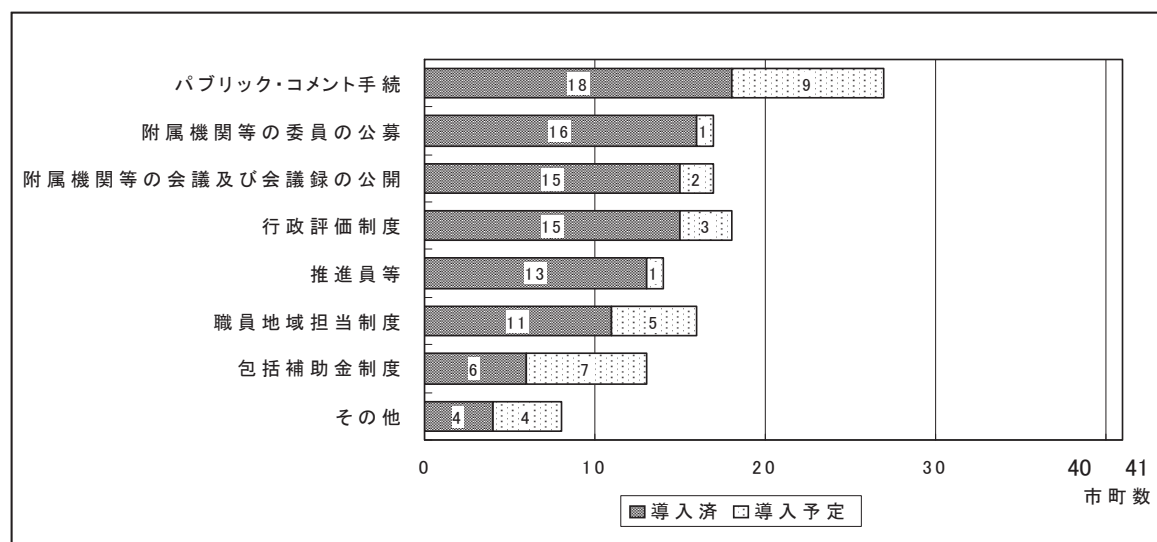
年度	市町名	条 例	市町名	指 針 等
14	宝塚市 生野町	宝塚市まちづくり基本条例 宝塚市市民参加条例 生野町まちづくり基本条例(※)	加西市 三田市	市民参画都市宣言 三田市市民活動支援基本指針
15	伊丹市	伊丹市まちづくり基本条例	—	—
16	神戸市 相生市	神戸市民の意見提出手続に関する条例 神戸市民による地域活動の推進に関する条例 神戸市行政評価条例 相生市市民参加条例	篠山市 西脇市	市民参画田園文化都市宣言 参画と協働のまちづくりガイドライン
17	宝塚市 赤穂市	宝塚市市民パブリック・コメント条例 赤穂市市民参加に関する条例	芦屋市 明石市 稲美町	芦屋市市民参画・協働推進の指針 協働のまちづくり提言 住民との協働による行政経営計画
18	三木市 篠山市	三木市市民活動支援条例 三木市市民意見公募手続条例 篠山市自治基本条例 篠山市パブリックコメント手続条例 篠山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する条例 篠山市附属機関等の委員の公募に関する条例	豊岡市 姫路市 高砂市 養父市	市民と行政の協働推進指針 姫路市市民活動・協働推進指針 「参画と協働」に係る高砂市の指針 養父市ともに働く元気な養父づくり推進指針
19	芦屋市	芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例	尼崎市	協働のまちづくりの基本方向～きょうDOガイドライン～

(以下、今後、制定予定のある市町の状況)

19	西宮市	市民参画条例(仮称)	—	—
20	朝来市 明石市	朝来市自治基本条例(仮称) 明石市自治基本条例(仮称)	三田市 新温泉町	三田まちづくり憲章 住民の参画と協働の推進に関する指針(仮称)
21	三木市	三木市まちづくり基本条例(仮称)	—	—
未定	三田市 西脇市 佐用町 養父市 丹波市	三田市まちづくり基本条例(仮称) 西脇市自治(まちづくり)基本条例(仮称) 佐用町まちづくり基本条例(仮称) 養父市ともに働く元気な養父づくり推進条例(仮称) 丹波市自治基本条例(仮称)	—	—

※ 生野町まちづくり基本条例は、平成 17 年 4 月 1 日付けで生野町が、和田山町・山東町・朝来町と合併したことにより失効。

【図 1】 参画と協働に関する主な制度・仕組みの導入状況



### 3 参画と協働に関する主な施策・事業の実施状況

#### (1) 地域づくり活動の支援

地域づくり活動を支援する場面では、主体的な住民活動への総合的な支援に取り組む市町が増加しています。具体的には、次のような施策・事業が展開されています。

- ① まちづくり、防犯、子育て支援などの具体的な課題について、情報提供、専門家の派遣、人材育成などを支援する事業

主な事例：あまがさきキッズサポーターズ支援事業【尼崎市】、まちづくり助成（専門家派遣、活動助成金交付）【西宮市】、まちづくり講座支援事業【川西市】、防犯対策事業【加東市】

- ② 住民の企画提案に基づく主体的な活動への助成事業

主な事例：パートナーシップ活動助成【神戸市】、市民活動タイアップ事業【伊丹市】、市民活動バックアップ補助金制度【加古川市】、姫路市地域夢プラン事業【姫路市】

- ③ 自治会・町内会や小学校区単位等で設置される住民自治組織の活動拠点の整備や活動に対する助成事業

主な事例：自治会館建設事業補助事業【宝塚市】、地域振興事業補助事業【新温泉町】  
まちづくり協議会の設立支援【篠山市】、洲本市連合町内会助成金【洲本市】

また、表2のとおり、地域づくり活動の総合的な支援やNPO活動の支援機能を担う、市町立の拠点施設の整備も各地で進められています。

【表2】市町立の活動支援センター（参画協働課調）

地域	名称	地域	名称
神戸	協働と参画のプラットフォーム（神戸市） 神戸市コミュニティ相談センター こうべまちづくりセンター 神戸市市民活動総合支援拠点	東播磨	あかし市民活動フリースペース 加古川駅南まちづくりセンター 稲美町ボランティア協会
		北播磨	小野市うるおい交流館「エクラ」 加西市地域交流センター
阪神南	西宮市市民交流センター あしや市民活動センター	中播磨	姫路市市民会館（NPO法人活動支援室）
		但馬	豊岡市民プラザ
阪神北	伊丹市立市民まちづくりプラザ 川西市市民活動センター 三田市まちづくり協働センター（市民活動推進プラザ）		

#### (2) 行政への参画と協働

行政への参画と協働の場面では、行政の様々な場面において、次のような施策・事業が展開されています。

- ① 首長や職員が地域に出向いて意見交換する行政懇談会の開催など住民との積極的な対話を推進する事業

主な事例：播磨わくわく講座【播磨町】、まちづくり出前トーク【三木市】、町政懇談会【香美町】、行政懇談会【南あわじ市】

- ② 地域住民を中心に組織された実行委員会の企画・運営によるイベントの開催

主な事例：高砂堀川まつり【高砂市】、市民主体の小野まつり【小野市】

- ③ 指定管理者制度の導入などによる公の施設の管理・運営

主な事例：地区集会所（指定管理者業務）の支援【芦屋市】、公園等管理事業（あらい浜風公園ふれあい花壇）【高砂市】